

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 59 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 57 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

三重国民年金 事案 824

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年12月まで

申立期間当時勤務していた事業所は、厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金保険料に相当する金額を給料に上乗せしていた。そのため、給料をもらった後は、必ず国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間である上、申立人は、申立期間及び婚姻に伴うその前後の任意加入期間等8か月の未納期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月に払い出されているが、申立人は、同年12月に、遡及して被保険者資格を取得した47年8月から同年12月までの国民年金保険料を第2回特例納付により納付しており、申立期間直前の48年1月から50年3月までの保険料についても、納付時期は明確でないものの特例納付した時期と同時期に過年度納付したと考えられる上、申立期間直後の51年1月から同年3月までの保険料は現年度納付されていることや、上述のとおり申立期間が短期間であること等を勘案すると、申立期間の保険料をあえて納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から48年3月まで
母親から、私の国民年金の加入手続は私が20歳を過ぎてしばらくしてから行い、それまでの未納分の国民年金保険料については、まとめて納付したと聞いているので、申立期間の保険料が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しているほか、申立期間当時、申立人と同居し、国民年金に加入していた申立人の父親についても、国民年金の制度発足以来、国民年金の加入期間について保険料はすべて納付されている。

また、申立人は、20歳を過ぎてしばらくしてから、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、それまでの未納分の国民年金保険料をまとめて納付したと供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年9月に払い出されている上、49年10月に45年3月から47年6月までの国民年金保険料が特例納付されていることが確認でき、申立内容と符合している。

さらに、申立人の国民年金保険料が特例納付された昭和49年10月の時点において、申立期間の保険料は過年度納付することが可能である上、申立期間が短期間であることや、申立期間以降の納付状況等を踏まえると、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和29年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月21日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入の事実が無い旨の回答があった。しかし、当該期間において私はA社（現在は、B社）C支店に在籍したままD社に出向し、実際に赴任した日は昭和29年11月1日であった。給料は出向中もA社C支店から支給され、保険料も控除されていたはずである。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事台帳及び申立人の雇用保険の加入記録により判断すると、申立人が申立期間にA社C支店で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B社の社会保険事務担当者は「申立期間当時のことは定かでないが、当社に在籍したまま出向した者は当社において厚生年金保険に加入させている。」と供述している上、D社の社会保険事務担当者は「他社に在籍したまま出向している者は当社で厚生年金保険を加入させることは無い。」と供述していることから、A社C支店における資格喪失日を昭和29年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和29年9月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当

である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否については、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月1日から47年2月21日まで

私は、昭和46年9月1日からA社に勤務していたが、社会保険事務所(当時)の回答では申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における上司及び同僚の供述により、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

また、A社における当時の代表取締役から「当時、パート社員以外は入社時から厚生年金保険に加入させていた。」と供述している上、上記の上司から「申立人は、入社時から正社員として勤務していた。」と供述している。

さらに、上記の上司及び同僚5人については、本人が記憶している入社時期とオンライン記録上のA社における厚生年金保険の資格取得日が一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和47年2月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

三重厚生年金 事案 897

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月30日から同年7月1日まで
A社において、昭和34年7月第一週の月曜日に急に辞めたことを憶えているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の供述及び申立人の供述内容から判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、A社における当時の事業主の妻が、「申立期間については、資料が無く不明だが、昭和38年以降は、給与の締め日及び支払日は月末、保険料は当月控除だったので、申立期間についても同じだと思う。」旨の供述をしている上、申立期間当時、同事業所に在籍していた複数の同僚が、「当時、給与は月末払いだった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日

を昭和 34 年 7 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は48万円、同年12月10日は58万円、17年4月28日は70万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は48万円、同年12月10日は58万円、17年4月28日は70万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は25万円、同年12月10日は30万円、17年4月28日は25万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は25万円、同年12月10日は30万円、17年4月28日は25万5,000円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は48万円、同年12月10日は55万円、17年4月28日は55万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は48万円、同年12月10日は55万円、17年4月28日は55万5,000円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は20万円、同年12月10日は20万円、17年4月28日は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は20万円、同年12月10日は20万円、17年4月28日は20万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 902

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は25万円、同年12月10日は38万円、17年4月28日は32万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は25万円、同年12月10日は38万円、17年4月28日は32万5,000円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 903

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は20万円、同年12月10日は25万円、17年4月28日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は20万円、同年12月10日は25万円、17年4月28日は25万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 904

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は60万円、同年12月10日は60万円、17年4月28日は55万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は60万円、同年12月10日は60万円、17年4月28日は55万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 905

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は35万円、同年12月10日は40万円、17年4月28日は35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は35万円、同年12月10日は40万円、17年4月28日は35万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 906

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は40万円、同年12月10日は40万円、17年4月28日は35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は40万円、同年12月10日は40万円、17年4月28日は35万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 907

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は60万円、同年12月10日は60万円、17年4月28日は53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は60万円、同年12月10日は60万円、17年4月28日は53万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 908

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は60万円、同年12月10日は63万円、17年4月28日は55万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は60万円、同年12月10日は63万円、17年4月28日は55万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 909

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は30万円、同年12月10日は33万円、17年4月28日は31万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は30万円、同年12月10日は33万円、17年4月28日は31万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 910

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は20万円、同年12月10日は20万円、17年4月28日は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は20万円、同年12月10日は20万円、17年4月28日は20万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 911

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は45万円、同年12月10日は45万円、17年4月28日は40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は45万円、同年12月10日は45万円、17年4月28日は40万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 912

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は30万円、同年12月10日は33万円、17年4月28日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は30万円、同年12月10日は33万円、17年4月28日は30万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 913

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は30万円、同年12月10日は33万円、17年4月28日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は30万円、同年12月10日は33万円、17年4月28日は30万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 914

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は60万円、同年12月10日は60万円、17年4月28日は53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は60万円、同年12月10日は60万円、17年4月28日は53万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 915

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は30万円、同年12月10日は33万円、17年4月28日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は30万円、同年12月10日は33万円、17年4月28日は30万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 916

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は25万円、同年12月10日は30万円、17年4月28日は45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は25万円、同年12月10日は30万円、17年4月28日は45万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 917

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は30万円、同年12月10日は33万円、17年4月28日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は30万円、同年12月10日は33万円、17年4月28日は30万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 918

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は40万円、同年12月10日は40万円、17年4月28日は37万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は40万円、同年12月10日は40万円、17年4月28日は37万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は48万円、同年12月10日は53万円、17年4月28日は46万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は48万円、同年12月10日は53万円、17年4月28日は46万5,000円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 920

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は45万円、同年12月10日は50万円、17年4月28日は51万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は45万円、同年12月10日は50万円、17年4月28日は51万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 921

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は30万円、同年12月10日は33万円、17年4月28日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は30万円、同年12月10日は33万円、17年4月28日は30万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 922

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は40万円、同年12月10日は40万円、17年4月28日は35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は40万円、同年12月10日は40万円、17年4月28日は35万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 923

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は45万円、同年12月10日は45万円、17年4月28日は40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は45万円、同年12月10日は45万円、17年4月28日は40万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 924

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は25万円、同年12月10日は28万円、17年4月28日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は25万円、同年12月10日は28万円、17年4月28日は25万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は45万円、同年12月10日は50万円、17年4月28日は62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は45万円、同年12月10日は50万円、17年4月28日は62万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は25万円、同年12月10日は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は25万円、同年12月10日は28万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 927

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は50万円、同年12月10日は43万円、17年4月28日は33万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は50万円、同年12月10日は43万円、17年4月28日は33万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は40万円、同年12月10日は30万円、17年4月28日は27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は40万円、同年12月10日は30万円、17年4月28日は27万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 929

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は35万円、同年12月10日は40万円、17年4月28日は35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は35万円、同年12月10日は40万円、17年4月28日は35万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 930

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は40万円、同年12月10日は40万円、17年4月28日は35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は40万円、同年12月10日は40万円、17年4月28日は35万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 931

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は23万円、同年12月10日は25万円、17年4月28日は23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は23万円、同年12月10日は25万円、17年4月28日は23万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 932

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は25万円、同年12月10日は28万円、17年4月28日は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は25万円、同年12月10日は28万円、17年4月28日は28万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 933

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は30万円、同年12月10日は33万円、17年4月28日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は30万円、同年12月10日は33万円、17年4月28日は30万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 934

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は25万円、同年12月10日は28万円、17年4月28日は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は25万円、同年12月10日は28万円、17年4月28日は28万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は60万円、同年12月10日は63万円、17年4月28日は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は60万円、同年12月10日は63万円、17年4月28日は50万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は40万円、同年12月10日は40万円、17年4月28日は35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は40万円、同年12月10日は40万円、17年4月28日は35万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 937

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は30万円、同年12月10日は35万円、17年4月28日は33万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は30万円、同年12月10日は35万円、17年4月28日は33万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 938

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は60万円、同年12月10日は75万円、17年4月28日は65万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は60万円、同年12月10日は75万円、17年4月28日は65万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は33万円、同年12月10日は33万円、17年4月28日は30万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は33万円、同年12月10日は33万円、17年4月28日は30万5,000円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 940

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は30万円、同年12月10日は33万円、17年4月28日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は30万円、同年12月10日は33万円、17年4月28日は30万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 941

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は25万円、同年12月10日は28万円、17年4月28日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は25万円、同年12月10日は28万円、17年4月28日は25万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 942

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は30万円、同年12月10日は40万円、17年4月28日は35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 6 日
② 平成 16 年 12 月 10 日
③ 平成 17 年 4 月 28 日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は30万円、同年12月10日は40万円、17年4月28日は35万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 943

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は25万円、同年12月10日は28万円、17年4月28日は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は25万円、同年12月10日は28万円、17年4月28日は28万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 944

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は60万円、同年12月10日は63万円、17年4月28日は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は60万円、同年12月10日は63万円、17年4月28日は50万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は60万円、同年12月10日は80万円、17年4月28日は75万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は60万円、同年12月10日は80万円、17年4月28日は75万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は30万円、同年12月10日は33万円、17年4月28日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は30万円、同年12月10日は33万円、17年4月28日は30万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 947

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は40万円、同年12月10日は45万円、17年4月28日は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は40万円、同年12月10日は45万円、17年4月28日は38万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 948

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成16年8月6日は10万円、同年12月10日は33万円、17年4月28日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月6日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成16年8月6日は10万円、同年12月10日は33万円、17年4月28日は30万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 949

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成17年4月28日は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月28日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていなかったため厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳(賞与)により、申立人は、その主張する標準賞与額(平成17年4月28日は15万円)に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届は提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 950

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間における標準報酬月額が 20 万円となっているが、当時の私の給与は 120 万円であり、厚生年金保険料も当時の最高等級に相当する額が給与から控除されていた。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賃金台帳及び平成9年、10年分の所得税源泉徴収簿に記載されている給与支給額は、申立人の主張するとおり、オンライン記録の標準報酬月額に比して高額となっていることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された申立期間に係る賃金台帳及び平成9年、10年分の所得税源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額と相違していることが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、当該賃金台帳及び当該所得税源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料の控除額から、59万円

とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

三重厚生年金 事案 951

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和26年9月1日に、同社B支店における資格取得日に係る記録を35年7月8日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を6,000円、申立期間②の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年8月1日から同年9月1日まで
② 昭和35年7月8日から同年9月1日まで

私は、昭和24年1月7日にA社へ入社し平成2年に退職するまで継続して勤務していた。

申立期間①について、A社（昭和35年10月1日に同社B支店に名称変更）で勤務していた。

また、申立期間②については、A社C支店から同社のB支店に異動し勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る社内歴及び履歴書等及び同僚の供述から、申立人が申立期間①及び②において同社で継続して勤務（昭和26年9月1日にA社から同社C支店に異動。35年7月8日に同社C支店から同社B支店に異動。）し、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和26年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、6,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和35年9月の社会保険

事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から53年3月までの期間、54年2月から同年6月までの期間及び57年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年11月から53年3月まで
② 昭和54年2月から同年6月まで
③ 昭和57年10月から同年12月まで

私が20歳になった時に、父親が市役所で私の国民年金の加入手続を行い、結婚するまで国民年金保険料を納めてくれていた。父親も、未納は無かったと言っており、申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年1月20日に任意加入により払い出されているが、申立人の夫は厚生年金保険に加入していることから、申立期間のうち婚姻後の期間については任意加入対象期間となり、加入手続を行った時点から遡^{そきゆう}及して国民年金に加入することはできない。

さらに、申立人が、申立期間当時から所持しているとする国民年金手帳においても、「初めて被保険者となった日」として昭和58年1月20日と記載されており、申立期間は未加入期間となっている上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立期間①、②及び③の間の厚生年金保険加入期間について、申立人は、厚生年金保険に加入する都度、国民年金被保険者資格の喪失手続を行っていたとしているが、申立人が所持している上記の国民年金手帳においても、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続が行われた形跡は無い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 952

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 12 日から 39 年 3 月 1 日まで

昭和 38 年 7 月 1 日に非常勤職員としてA事業所に採用され、同年 11 月 12 日にB事業所に転勤し、39 年 5 月 30 日まで勤務し、その後、共済組合に加入した。給与から厚生年金保険料が引かれていたことを覚えているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された在籍証明書及びB事業所から提出された申立人に係る履歴書により、申立人が申立期間にB事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間当時、B事業所に勤務していた複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、申立人を覚えている同僚はいたものの、申立人が勤務していた時期等については記憶していない上、同事業所における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述も得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB事業所に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 953

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月ごろ
② 昭和 42 年 4 月から同年 5 月 2 日まで
③ 昭和 54 年 8 月及び同年 9 月

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に、申立期間③についてはC社に勤務していた。申立期間については、それぞれ常勤で勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時、A社に在籍していた複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、当時の同事業所における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述も得られなかった上、同僚の一人は、「当時、3か月ぐらいの試用期間があったと思う」と供述している。

また、オンライン記録によるとA社は昭和 61 年 6 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間①において、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票は確認できない。

申立期間②について、当時、B社に在籍していた同僚に照会したものの、申立人のことを記憶しておらず、当時の同事業所における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述も得られなかった。

また、オンライン記録によると、B社は平成 18 年 10 月 1 日に厚生年金保

険の適用事業所に該当しなくなっている上、登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間②において、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票は確認できない。

申立期間③について、当時、C社に在籍していた同僚に照会したものの、申立人のことを記憶しておらず、当時の同事業所における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述も得られなかった。

また、申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について、C社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間③において、C社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 954

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年ごろから28年ごろまで
A事業所に昭和24年ごろから4、5年ほど勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所における同僚の供述及び同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人が記憶している同僚の氏名があること等から判断すると、勤務時期は特定できないものの、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が記憶している同僚7人のうち4人については、A事業所における厚生年金保険の加入記録は見当たらないことから、同事業所においては必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとはいえない状況がうかがえる。

また、オンライン記録によるとA事業所は昭和28年7月15日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も他界しており、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和24年11月1日の資格取得）から*番（昭和27年8月1日資格取得、健康保険整理番号*番以後の資格取得者はいない。）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月から 34 年 12 月まで

A社は外国の服地を取り扱う会社で、私は商品の配達や管理をしていた。保管していた名刺の裏には同僚の氏名や住所の記載が有り、勤めていたのは明らかである。厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の供述により、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該同僚に照会したものの、当時のA社における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、オンライン記録により判明した当時の事業主に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明である旨の回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和 34 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間のうち、34 年 3 月 1 日から同年 12 月の期間については、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 25 日から 43 年 1 月 5 日まで
私は昭和 41 年 12 月 25 日から 43 年 1 月 5 日までA社で勤務していた。一緒に勤務していた同僚 3 人はこの期間の年金を受給している。私も正社員として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA社に在籍していた複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、これらの同僚に照会したものの、当時のA社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった。

また、オンライン記録によると、A社は昭和 56 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も他界しているため、その息子に申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間において、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。